

川南町水道事業給水条例

川南町水道事業給水条例(昭和49年川南町条例第13号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第21条)
- 第4章 料金及び手数料(第22条—第30条)
- 第5章 管理(第31条—第36条)
- 第6章 貯水槽水道(第37条・第38条)
- 第7章 補則(第39条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、川南町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は次の三種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2か所以上で共用するもの又は公共の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施工)

第6条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により町長及び指定給水装置工事事業者が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水装置の所有権移転の時期)

第11条 町長が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、工事費が完納になったときとし、その管理は工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損傷を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他町長が必要と認めた者
- 2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を利用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を利用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に利用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表第1を適用して計算した金額に100分の110を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が、定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(利用水量及び用途の認定)

第25条 町長は次の各号の一に該当するときは、利用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を利用するとき。
- (3) 利用水量が不明のとき。

(4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納額告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、町長は必要があるときは、2月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込みの後に徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第33条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期間内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第34条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第35条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)

第36条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第37条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第1(第23条関係)
水道料金

種別	料金 用途	基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき1立方メートル当たり)	
		水量	料金	区分	料金
専用給水装置	一般用	3立方メートル	930円	4立方メートルから 30立方メートル	150円
	公共用及び事業所用	3立方メートル	930円	31立方メートルから 50立方メートル	160円
	営業用	3立方メートル	930円	51立方メートルから100立方メートル	190円
共用給水装置		戸数×3立方メートル	1戸当り 930円	101立方メートル以上	260円

その他	私設消火栓演習用	1栓につき (1回)5分まで	1,100円	1分増すごとに	270円
臨時用		1立方メートル	320円		

備考

一般用 公共用及び事業所用、営業用等に属しない一般家庭その他に使用するもの
 公共用及び事業所用 官公署、学校その他公共的施設及び事業所等に使用するもの
 営業用 料理飲食店、醸造業、クリーニング業、旅館業、理容業、魚市場、娯楽場、工場、病院、一般公衆浴場、その他営業用に使用するもの
 臨時用 工事等のため臨時に使用するもの

別表第2(第29条関係)

手数料

区分	手数料の額
工事設計手数料	1件につき 1,500円
工事設計審査手数料	1件につき 400円
材料検査手数料	1件につき 200円
竣工検査手数料	1件につき 400円
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 20,000円
給水装置工事事業者指定更新手数料	1件につき 5,000円